

入院時食事療養費

当病院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届け出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適応で提供しています。

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり） （1日3食を限度）	
一般 （下記いずれにも該当しないもの）	一般 （下記いずれにも該当しない者）	510円	
低所得者Ⅱ （住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が 90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が 90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	110円	
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は指定 難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者	300円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、老齢福祉年金受給者